

令和元年度決算に係る

定期監査資料

令和2年6月

鳥取県西部県税事務所

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	職員の定員、現員調べ	1 頁
4	役付職員の調べ	1 頁
5	主な事業に関する調べ	2 頁
6	収入証紙取扱額調べ	8 頁
7	現金の取扱状況	8 頁
8	財産に関する調べ	9 頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
9	財産の貸付及び使用許可調べ	9 頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
10	借受不動産明細調べ	9 頁
11	職員駐車場の管理状況調べ	9 頁
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
12	寄附物件の受納状況調べ	9 頁
13	備品の処分状況調べ	9 頁
14	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	9 頁
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
15	収入未済額調べ	10 頁
	(1) 県税未収金	
	(2) 税外収入未済額	
16	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	15 頁
	(1) 県税関係	
	(2) 税外収入関係	
17	不納欠損額調べ	17 頁
17-2	延滞金の処理	23 頁
○	意見、要望等	24 頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 職員の定員、現員調べ

（令和2年6月1日現在）

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	
定員	29	30					29	30	
現員	(1) 31	() 30	()	()	()	()	(1) 31	() 30	R1.8.8～育児休業1 R2.4.1～過員配置1
過不足(△)									
臨時職員									
会計年度 任用職員	5	6					5	6	事務5

4 役付職員の調べ

（令和2年6月1日現在）

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	手嶋正生	2	2	
副所長 (兼) 収税課長	二岡裕明	0	2	出納員 4年2月
収税課 課長補佐	権田高博	3	2	
収税課 課長補佐	小島憲二	0	2	
課税課長	中島真子	0	2	
課税課 課長補佐	河津久志	1	2	
日野支所長	(兼) 八幡徳弘	0	2	
日野支所 課長補佐	(兼) 藤井理恵	2	2	

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳														
		国庫支出金	その他	一般財源												
未収金の徴収対策について	－															
鳥取元気プロジェクト																
元気づくり総合戦略																
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の財政事情が極めて厳しい中、「税負担の公平性」・「税収の効率的な確保」・「自主納付の促進」を業務の中核と位置づけて、貴重な自主財源である県税収入の最大限の確保を目指す。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 督促状発付後は速やかに財産調査及び調査結果分析に着手し、必要以上の文書催告・電話催告や臨宅による納税勧奨は行わず、滞納処分または納税緩和措置を原則として滞納整理を実施した。 <p>イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> 接触困難者への取組として、早朝臨宅を実施し、面談による納税意思の確認を行った。 表見財産の確認できない滞納者に対して、タイヤロックの実施や家宅搜索を執行し、滞納整理の進捗を図った。 過去の交渉経緯の分析を行い、電話催告が有効な者については、まず電話による催告を行い自主納付に導くなど、滞納整理の効率化を推進した。 延滞金のみ滞納案件について、財産調査を行い差押えを実施することで滞納額圧縮を図った。 <p>ウ 成果及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話催告が有効な者への効率的な対応により、滞納処分の件数自体は前年に比べ減少したものの、困難事案に特化する時間を確保できたことで、預金、給与等の債権差押に加えタイヤロック、家宅搜索等の深化した滞納処分の展開が可能となり、滞納件数・金額の圧縮を図ることができた。 <p>(タイヤロック・家宅搜索件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H30.3月末</th> <th>H31.3月末</th> <th>R2.3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイヤロック件数</td> <td>0件(0人)</td> <td>25件(19人)</td> <td>18件(14人)</td> </tr> <tr> <td>家宅搜索件数</td> <td>0件(0人)</td> <td>16件(11人)</td> <td>6件(2人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 経験の浅い職員でも標準的な業務が行うことができ、システムチックに処理できるよう業務の見直し等を行ってきたが、指導的立場にある係長以上の職員には徴収困難事案(表見財産を有しない滞納者等)に対応するための知識や経験を有する人材が求められる。 しかし、現在の異動サイクルは約3年の短期間で異動になるため、習熟度の高い職員が育ちにくい環境にある。幅広い税務専門知識を習得し経験を活かすことにより、ケースごとに的確に対応する能力を伸ばすことが高い徴収率へとつながるため、今後の人材育成が課題である。 前年度の手法の見直しを行い、様々な情報を参考にしながら、新しい取組を実施し業務改善をしている。最善の方法で県税収入の最大限の確保を目指し、業務の見直しと検証を繰り返し実施する必要がある。 					区分	H30.3月末	H31.3月末	R2.3月末	タイヤロック件数	0件(0人)	25件(19人)	18件(14人)	家宅搜索件数	0件(0人)	16件(11人)	6件(2人)
区分	H30.3月末	H31.3月末	R2.3月末													
タイヤロック件数	0件(0人)	25件(19人)	18件(14人)													
家宅搜索件数	0件(0人)	16件(11人)	6件(2人)													

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財 源 内 訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
個人住民税の徴収対策について (市町村連携)	—			
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
<p>(概 要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none">・平成19年度に実施された三位一体の改革に伴う国から地方への税源移譲により、個人住民税の調定額が大幅に増加し、連動して滞納額も増えたことから、その滞納額の圧縮を図り県税収入の確保につなげる。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>○個人住民税の徴収対策</p> <p>【地方税法第48条による県への徴取引継】</p> <p>個人住民税の滞納解消を図る最も有効な手法である48条を活用し、管内市町村を対象に一定規模(滞納額上位の者)の事案を引き受け、県で財産調査、納税交渉及び差押えを実施することで滞納額の圧縮を図った。</p> <p>※地方税法第48条とは、市町村が徴収する個人住民税が滞納となった場合に、市町村に代わって県が滞納整理する仕組みを規定。</p> <p>【地方税法第46条による徴収方針会議】</p> <p>上記以外の個人住民税滞納事案のうち各町村から提出された事案について、46条の規定を活用し、西伯郡と日野郡のグループに分けて徴収方針会議を2ヶ月に1回程度開催し、事案の検討・方針の決定を行い、滞納整理の進捗を図った。</p> <p>※地方税法第46条とは、市町村長に対し、当該市町村に係る個人住民税の賦課徴収に関する事項の報告を請求することができる旨を規定。</p> <p>○個人住民税以外の市町村税の徴収対策</p> <ul style="list-style-type: none">・地方税滞納整理機構を組織し、県と市町村職員に併任辞令を発令して相互協力体制の下に連携し、個人住民税をはじめとする地方税の収入確保を図るとともに、管内市町村職員の徴収能力向上の支援を実施した。 <p>※地方税滞納整理機構による相互併任とは、個人住民税を含む県及び市町村に共通する滞納事案等を機構で取扱い、県及び市町村から機構へ派遣された職員(「機構職員」という。)が、支部を構成する団体の身分を併せ有し滞納整理を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・固定資産税や国民健康保険料(税)等の全税目を対象とした滞納事案に係る債権整理を要望のあった市町村において実施。県の徴収方針を基本として、組織的に債権の分類(滞納処分か徴収緩和)、処理を進める手法について共同で実践することにより、ひいては個人住民税の収納額向上につなげる。 <p>イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none">・日野郡における徴収方針会議において、3町が持ち回りで開催ホスト役となり、当該所属長出席の上実施したことで、所属長の徴収現場に対する関心も深まり、徴収課題の整理と共有を図ることができた。				

ウ 成果及び効果

- ・市町村にとっては困難事案等を引き継ぐことにより、他の滞納事案により注力することができ、収納率の向上に寄与している。
- ・市町村の職員と情報を共有して滞納者ごとにケース検討・処理方針を立てることで、効率的で実効性を伴う滞納整理を実施し、地方税法第48条引受分については高い徴収率（68.3%）を達成した。

○地方税法第48条関係事案

R1年度 引受人数 130人、引受件数 1,040件、引受金額 28,111千円
（徴収実績 558件、19,205千円、徴収率 68.3%）

H30年度 引受人数 153人、引受件数 1,366件、引受金額 63,599千円
（徴収実績 744件、23,565千円、徴収率 37.1%）

H29年度 引受人数 126人、引受件数 1,476件、引受金額 61,120千円
（徴収実績 657件、29,169千円、徴収率 47.7%）

エ 課題

- ・市町村では、各滞納事案について明確な処理方針を定めず、年々滞納額が累積しているケースが散見される。また、地方税法第46条による徴収方針会議で方針を決定しても人員や滞納整理に関する知識・経験の不足から処理が進まない場合や管内市町村間で取組意識に温度差があるため、一律に効果を望むことは困難な状況であり、今後も継続的に支援していく必要がある。

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
徴収スタッフネット研究会の取り組みについて(地方税務職員人材育成)	—			
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
(概要)				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
<ul style="list-style-type: none"> 管内縣市町村の実情や要望に応じた研修会等を開催し、西部圏域の徴収担当職員の徴収技術等の向上と連携・融和を図る。(平成18年度から実施) 				
(イ) 事業の実施状況				
開催日	名称	研修テーマ	参加者	
R1.8.1	総会第1回	<ul style="list-style-type: none"> 基調講演 徴収業務関連DVD視聴 タイトル:『リアル納税交渉』 講義「納税義務の承継、連帯納税義務」 講師:鳥取中部ふるさと広域連合 増田 認 氏 	17人	
R1.10.18	第2回	<ul style="list-style-type: none"> 講演『財産調査の進め方、差押手続のポイント』 講師:神奈川県相模原市企画財政局税務部 南市税事務所長 石井 規文 氏 	54人	
R1.12.4	第3回	<ul style="list-style-type: none"> 講義「不当要求対応及び暴力団の情勢、反社会勢力に対する現場対応等」 講師:米子警察署刑事第二課長 田辺 修二 氏 講義「徴税事務と社会福祉の結合」 講師:米子市福祉保健部福祉課課長補佐 長尾 理恵 氏 	37人	
イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点				
<ul style="list-style-type: none"> より深い専門知識を習得するため、県外講師を招いての講演会を行った。 研究会を米子市及び境港市がそれぞれ1回ずつ企画、主催することで、より市町村の要望に沿った内容になるよう取り組んだ。 滞納整理に不可欠である適切な処理方針を定めるため、市町村の管理職を対象とした組織マネジメント研修を実施した。(年2回実施) 管内市町村の滞納整理事務の現状(組織体制、利用システム、滞納処分実施状況等)把握のため、7月に実態調査を実施した。 				
ウ 成果及び効果				
<ul style="list-style-type: none"> 県外講師を招いて講演会を開催することで、徴収等に関する知識及び意識の向上を図ることができた。 組織マネジメント研修において実態調査結果を報告し、市町村の管理職の方に現状を認識してもらおうとともに、管理監督者としての姿勢や職員の人材育成・モチベーション向上方策等について理解を深めてもらうことができた。 				
エ 課題				
<ul style="list-style-type: none"> 市町村により滞納処分に温度差があるため、どの市町村にも積極的に参加してもらえる研修内容や徴収技術向上に資するよう、外部研修等で入手した新しい素材を研修に取り入れ、新しいメニューを提供していく工夫が必要である。 研修を通じて職員個々の技術や能力は高まってきているが、専任職員が少ない町村にあっては、人事異動に伴い、徴収レベルが維持されないなどの実態がある。町村(首長)の滞納整理への理解が必要である。 				

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
西部地区地方税務職員協議会による市町村連携について				
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>西部地区地方税務機関相互の緊密な連絡調整を図り、地方税務職員の資質の向上と税務行政の円滑な運営及びその発展を期することを目的として、平成6年に協議会を発足。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>○徴収スタッフネット (H18年度～)</p> <p>西部圏域の徴収担当職員の徴収技術等の向上と連携・融和を図るため、管内各市町村の実情や要望に応じた研修会等を実施。(詳細別掲)</p> <p>○新任税務職員研修</p> <p>西部管内の税務職員の人材育成と県と市町村との連携協力体制強化を図るため、税務業務に初めて従事する職員や再び税の職場に復帰してきた職員を対象に、地方税の基礎的な知識や技術についての研修を実施。</p> <p>・令和元年8月21日 参加者26名</p> <p>○固定資産税評価研修会 (H25年度～)</p> <p>家屋評価職員の家屋評価技術の向上と西部地区における評価の均衡を図ることを目的として、座学及び家屋実施評価による研修会を実施。</p> <p>・令和元年7月23日 参加者23名</p> <p>○土地・償却資産等に係る意見交換会又は講演会 (H27年度～)</p> <p>土地・償却資産評価を中心とした固定資産税評価技術等の向上を図ることを目的として、外部講師を招いた講演会を実施。</p> <p>・令和元年11月27日 参加者34名</p> <p>・講師：一般財団法人日本不動産研究所 主任専門役 仲野 亮太 氏</p> <p>○個人住民税に係る意見交換会 (H30年度～)</p> <p>諸課題を管内市町村で議論を行うことにより、課税技術等の向上を図ることを目的に意見交換会を実施。</p> <p>・令和元年7月25日 参加者16名</p> <p>○法人住民税に係る意見交換会 (R1年度～)</p> <p>諸課題を管内市町村で議論を行うことにより、課税体制を強化することを目的に意見交換会を実施。</p> <p>・令和元年9月19日 参加者15名</p> <p>イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>・「法人住民税に係る意見交換会」を新規事業として追加。</p> <p>ウ 成果及び効果</p> <p>・各自治体での課題が認識され、課題に対する対応方法が共有されたことで、業務の標準化につながった。各自治体からのアンケート結果は、概ね事業の継続要望が多かった。</p> <p>エ 課題</p> <p>・事業の実施を通じて職員個々の技術や能力は向上しているが、専任職員が少ない町村等によっては、人事異動により同じレベルが継続されない実態がある。</p>				

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
米子市との税務行政の連携・共働化について				
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
(概要)				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
鳥取県と米子市の間で「西部総合事務所庁舎建替計画」と「米子市庁舎再編整備計画」の検討過程において、利用者のサービス向上、行政業務の相互補完を目的とし、令和5年11月を予定として西部県税事務所の市本庁舎への移転について合意形成が行われた。				
これにより、税務行政に関する各種申請手続・納付又は納税相談などについて、ワンストップサービスの提供が可能となるとともに、米子税務署が市本庁舎に隣接しており、同業種の官公署が近接配置となることで納税者の利便性が飛躍的に向上するものと考えられる。				
また、県と市が連携・共働化を深化させることで、相互の職員に専門的な知識経験を蓄積継承させ、適正かつ効率的な組織運営の安定的継続を図る。				
(イ) 事業の実施状況				
＜西部県税事務所の米子市役所本庁舎移転に伴う連携強化＞				
・令和2年2月「西部総合事務所新棟整備に係る県米子市検討協議会」を設立。税務部会の立ち上げ。				
・事務所移転に伴うメリット、デメリットを県内部で考察				
＜人事交流＞				
・徴収職員（相互派遣）H31年度～				
県税（係長級）⇔ 米子市（主事級）				
・家屋評価担当職員（平成30年8月1日～令和2年3月31日）				
米子市から県税へ主事級職員1名派遣				
＜家屋評価担当職員の相互併任事業＞				
平成29年度より米子市と西部県税事務所の間で家屋評価職員の人事交流・相互併任を実施し、相互職員の調査・評価技術のレベルアップに努めてきた。				
【令和元年度実施状況】				
項目	件数等	内容等		
木造家屋調査	6件	米子市が実施する「木造家屋調査」に県職員が同行し、調査方法等を習得。（居宅3、店舗1、事務所1、共同住宅（机上のみ）1）		
非木造家屋調査	6件	県が実施する「非木造家屋調査」に米子市職員が同行し、調査方法等を習得。（150㎡以下の事務所1・店舗2・倉庫1・工場1・ホテル1）		
家屋評価計算	10回	併任先団体の「評価計算システム」に基づく家屋評価計算を実施し、評価計算方法を習得。 【評価計算システム】米子市…HOUSAS、鳥取県…エクセルシート		

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

＜家屋評価担当職員の相互併任事業＞

平成31年2月に意見交換会を開催し業務成果の検証と平成31年度に向けた課題について検討を行った。全体として家屋評価の知識向上と連携強化業務が図られ、併せて円滑な遂行に寄与しており、県・米子市とも業務の継続が必要との共通認識であった。

ウ 成果及び効果

＜徴収担当職員の相互派遣＞

滞納整理において、県と市共通の事案（滞納者）についての情報交換や共同での滞納処分の実施など、従来の相互併任による協働連携以上の協力関係を築くことができ、滞納額のさらなる圧縮にもつながった。

＜家屋評価担当職員の相互併任事業＞

県における木造家屋に係る不動産取得税の賦課の際、木造家屋の評価内容についても相互併任業務に従事したことで、納税者に対するより高いレベルの説明責任を果たすことにつながった（固定資産税の非木造家屋の賦課においても同様）。また、従前は非木造と木造家屋を同時に新築した場合等、県・市が別々に調査に出向き、県民・行政ともにロスが生じていたが、相互併任評価によりロスが解消され、事務の効率化が図られるとともに県民の利便性の向上につながった。

エ 課題

＜家屋評価担当職員の相互併任事業＞

非木造家屋調査においては、米子市の担当地区割に偏りができてしまい、限られた職員の参加となっていたので、令和2年度は多くの市職員が参加できる体制を検討する必要がある。

6 収入証紙取扱額調べ

有 ・ 無

7 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(令和2年5月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備 考
県税及び諸収入	243,608,853	3,361	現金等、納税証明手数料、免税軽油使用者証交付手数料、コピー代
合 計	243,608,853	3,361	

イ つり銭の状況

(令和2年3月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)	88,300
--------	---	----------	--------

8 財産に関する調べ

(1) 公有財産

該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

該当なし

9 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

該当なし

(2) 物 品

該当なし

10 借受不動産明細調べ

該当なし

11 職員駐車場の管理状況調べ

該当なし

12 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

13 備品の処分状況調べ

該当なし

14 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

有 ・ 無

(2) 物品の照合

有 ・ 無

15 収入未済額調べ

(1) 県税未収金(令和2年5月31日現在)

① 過年度分

年度区分	税目	前年度からの繰越		当 該 年 度								翌年度繰越		備 考
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	
H26年度以前	法人県民税	円 (42,000)	(2)	円 (0)	(0)	円 (42,000)	(2)	円 (0)	(0)	円 (0)	(0)	円 (42,000)	(2)	
		42,000	2	0	0	42,000	2	0	0	0	0	42,000	2	
	法人事業税	(3,817,000)	(4)	(0)	(0)	(3,817,000)	(4)	(491,772)	(0)	(0)	(0)	(3,325,228)	(4)	
		3,817,000	4	0	0	3,817,000	4	491,772	0	0	0	3,325,228	4	
	個人事業税	(5,920,725)	(23)	(0)	(0)	(5,920,725)	(23)	(698,500)	(4)	(4,433,725)	(13)	(788,500)	(6)	
		5,920,725	23	0	0	5,920,725	23	698,500	4	4,433,725	13	788,500	6	
不動産取得税	(44,025,700)	(3)	(0)	(0)	(44,025,700)	(3)	(0)	(0)	(663,600)	(1)	(43,362,100)	(2)	徴収猶予 13件 639,300円	
	44,692,800	17	27,800	1	44,665,000	16	0	0	663,600	1	44,001,400	15		
自動車税	(1,660,500)	(56)	(0)	(0)	(1,660,500)	(56)	(57,900)	(3)	(137,000)	(3)	(1,465,600)	(50)		
	1,660,500	56	0	0	1,660,500	56	57,900	3	137,000	3	1,465,600	50		
計	(55,465,925)	(88)	(0)	(0)	(55,465,925)	(88)	(1,248,172)	(7)	(5,234,325)	(17)	(48,983,428)	(64)		
	56,133,025	102	27,800	1	56,105,225	101	1,248,172	7	5,234,325	17	49,622,728	77		
H27年度	個人事業税	(39,600)	(2)	(0)	(0)	(39,600)	(2)	(0)	(0)	(39,600)	(2)	(0)	(0)	
		39,600	2	0	0	39,600	2	0	0	39,600	2	0	0	
	自動車税	(1,376,235)	(35)	(0)	(0)	(1,376,235)	(35)	(176,100)	(5)	(740,500)	(18)	(459,635)	(12)	
1,376,235		35	0	0	1,376,235	35	176,100	5	740,500	18	459,635	12		
計	(1,415,835)	(37)	(0)	(0)	(1,415,835)	(37)	(176,100)	(5)	(780,100)	(20)	(459,635)	(12)		
	1,415,835	37	0	0	1,415,835	37	176,100	5	780,100	20	459,635	12		
H28年度	法人県民税	(268,223)	(1)	(0)	(0)	(268,223)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(268,223)	(1)	
		268,223	1	0	0	268,223	1	0	0	0	0	268,223	1	
	個人事業税	(1,223,400)	(4)	(0)	(0)	(1,223,400)	(4)	(0)	(0)	(1,223,400)	(4)	(0)	(0)	
		1,223,400	4	0	0	1,223,400	4	0	0	1,223,400	4	0	0	
	不動産取得税	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	徴収猶予 1件 9,600円
9,600		1	0	0	9,600	1	0	0	0	0	9,600	1		
自動車税	(1,951,800)	(46)	(51,400)	(0)	(1,900,400)	(46)	(391,000)	(10)	(446,600)	(12)	(1,062,800)	(24)		
	1,951,800	46	51,400	0	1,900,400	46	391,000	10	446,600	12	1,062,800	24		
計	(3,443,423)	(51)	(51,400)	(0)	(3,392,023)	(51)	(391,000)	(10)	(1,670,000)	(16)	(1,331,023)	(25)		
	3,453,023	52	51,400	0	3,401,623	52	391,000	10	1,670,000	16	1,340,623	26		

年度区分	税目	前年度からの繰越		当 該 年 度								翌年度繰越		備 考
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	
H29 年度	法人県民税	円 (567,000)	(1)	円 (0)	(0)	円 (567,000)	(1)	円 (0)	(0)	円 (0)	(0)	円 (567,000)	(1)	
		567,000	1	0	0	567,000	1	0	0	0	0	567,000	1	
	不動産取得税	(2,470,148)	(1)	(0)	(0)	(2,470,148)	(1)	(970,189)	(0)	(1,499,959)	(1)	(0)	(0)	
		2,470,148	1	0	0	2,470,148	1	970,189	0	1,499,959	1	0	0	
	ゴルフ場 利用税	(99,800)	(1)	(0)	(0)	(99,800)	(1)	(44,993)	(0)	(54,807)	(1)	(0)	(0)	
	99,800	1	0	0	99,800	1	44,993	0	54,807	1	0	0		
自動車税	(1,616,578)	(39)	(85,500)	(1)	(1,531,078)	(38)	(614,878)	(16)	(58,600)	(1)	(857,600)	(21)		
	1,616,578	39	85,500	1	1,531,078	38	614,878	16	58,600	1	857,600	21		
計	(4,753,526)	(42)	(85,500)	(1)	(4,668,026)	(41)	(1,630,060)	(16)	(1,613,366)	(3)	(1,424,600)	(22)		
	4,753,526	42	85,500	1	4,668,026	41	1,630,060	16	1,613,366	3	1,424,600	22		
H30 年度	法人県民税	(202,800)	(5)	(53,100)	(0)	(149,700)	(5)	(122,536)	(3)	(9,664)	(1)	(17,500)	(1)	
		202,800	5	53,100	0	149,700	5	122,536	3	9,664	1	17,500	1	
	法人事業税	(6,893,042)	(8)	(477,416)	(2)	(6,415,626)	(6)	(5,871,003)	(4)	(0)	(0)	(544,623)	(2)	
		6,893,042	8	477,416	2	6,415,626	6	5,871,003	4	0	0	544,623	2	
	個人事業税	(624,400)	(7)	(0)	(0)	(624,400)	(7)	(624,400)	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)	
		624,400	7	0	0	624,400	7	624,400	7	0	0	0	0	
	不動産取得税	(518,100)	(3)	(0)	(0)	(518,100)	(3)	(518,100)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	
		1,363,600	5	698,700	1	664,900	4	664,900	4	0	0	0	0	
ゴルフ場 利用税	(1,437,394)	(3)	(0)	(0)	(1,437,394)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1,437,394)	(3)		
	1,437,394	3	0	0	1,437,394	3	0	0	0	0	1,437,394	3		
軽油引取税	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	21,543,052	2	0	0	21,543,052	2	21,543,052	2	0	0	0	0		
自動車税	(1,199,395)	(34)	(30,000)	(0)	(1,169,395)	(34)	(472,866)	(13)	(86,201)	(3)	(610,328)	(18)		
	1,199,395	34	30,000	0	1,169,395	34	472,866	13	86,201	3	610,328	18		
計	(10,875,131)	(60)	(560,516)	(2)	(10,314,615)	(58)	(7,608,905)	(30)	(95,865)	(4)	(2,609,845)	(24)		
	33,263,683	64	1,259,216	3	32,004,467	61	29,298,757	33	95,865	4	2,609,845	24		
個人県民税	(153,030,508)		(870,765)		(152,159,743)		(55,505,723)		(7,759,385)		(88,894,635)			
	153,030,508		870,765		152,159,743		55,505,723		7,759,385		88,894,635			
合計		(228,984,348)	(278)	(1,568,181)	(3)	(227,416,167)	(275)	(66,559,960)	(68)	(17,153,041)	(60)	(143,703,166)	(147)	
		252,049,600	297	2,294,681	5	249,754,919	292	88,249,812	71	17,153,041	60	144,352,066	161	

税 目	前年度からの繰越		当 該 年 度								翌年度繰越		備 考
	過年度 未収額	件数	繰越後 の減額	件数	減額後 調定額	件数	収入額	件数	不 納 欠損額	件数	未収額	件数	
法人県民税 計	円 (1,080,023)	(9)	円 (53,100)	(0)	円 (1,026,923)	(9)	円 (122,536)	(3)	円 (9,664)	(1)	円 (894,723)	(5)	
	1,080,023	9	53,100	0	1,026,923	9	122,536	3	9,664	1	894,723	5	
法人事業税 計	(10,710,042)	(12)	(477,416)	(2)	(10,232,626)	(10)	(6,362,775)	(4)	(0)	(0)	(3,869,851)	(6)	
	10,710,042	12	477,416	2	10,232,626	10	6,362,775	4	0	0	3,869,851	6	
個人事業税 計	(7,808,125)	(36)	(0)	(0)	(7,808,125)	(36)	(1,322,900)	(11)	(5,696,725)	(19)	(788,500)	(6)	
	7,808,125	36	0	0	7,808,125	36	1,322,900	11	5,696,725	19	788,500	6	
不動産取得税 計	(47,013,948)	(7)	(0)	(0)	(47,013,948)	(7)	(1,488,289)	(3)	(2,163,559)	(2)	(43,362,100)	(2)	徴収猶予 14件
	48,536,148	24	726,500	2	47,809,648	22	1,635,089	4	2,163,559	2	44,011,000	16	648,900円
ゴルフ場利用税 計	(1,537,194)	(4)	(0)	(0)	(1,537,194)	(4)	(44,993)	(0)	(54,807)	(1)	(1,437,394)	(3)	
	1,537,194	4	0	0	1,537,194	4	44,993	0	54,807	1	1,437,394	3	
軽油引取税 計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	21,543,052	2	0	0	21,543,052	2	21,543,052	2	0	0	0	0	
自動車税 計	(7,804,508)	(210)	(166,900)	(1)	(7,637,608)	(209)	(1,712,744)	(47)	(1,468,901)	(37)	(4,455,963)	(125)	
	7,804,508	210	166,900	1	7,637,608	209	1,712,744	47	1,468,901	37	4,455,963	125	
個人県民税 計	(153,030,508)		(870,765)		(152,159,743)		(55,505,723)		(7,759,385)		(88,894,635)		
	153,030,508		870,765		152,159,743		55,505,723		7,759,385		88,894,635		
合 計	(228,984,348)	(278)	(1,568,181)	(3)	(227,416,167)	(275)	(66,559,960)	(68)	(17,153,041)	(60)	(143,703,166)	(147)	
	252,049,600	297	2,294,681	5	249,754,919	292	88,249,812	71	17,153,041	60	144,352,066	161	

② 現年度分

税 目	調 定 額	件 数	収 入 額	件 数	不納欠損額	件数	翌年度繰越		備 考
							未 収 額	件数	
法人県民税	円 (868,044,600)	(7,662)	円 (867,797,700)	(7,662)	円 (132,800)	(7)	円 (114,100)	(6)	
	868,044,600		7,662		867,797,700		7,662	132,800	
個人事業税	(213,008,900)	(2,821)	(212,858,900)	(2,820)	(0)	(0)	(150,000)	(1)	
	213,008,900		2,821		212,858,900		2,820	0	
法人事業税	(4,010,458,100)	(4,402)	(4,007,543,167)	(4,390)	(89,200)	(4)	(2,825,733)	(8)	
	4,010,458,100		4,402		4,007,543,167		4,390	89,200	
不動産取得税	(382,755,500)	(2,588)	(382,539,600)	(2,580)	(30,300)	(3)	(185,600)	(5)	徴収猶予(住宅用宅地・マンション) 441,700円(1件)
	383,733,900		2,592		383,076,300		2,583	30,300	
ゴルフ場利用税	(93,474,500)	(142)	(93,474,500)	(142)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	93,474,500		142		93,474,500		142	0	
自動車税	(2,837,529,918)	(83,701)	(2,836,612,282)	(83,676)	(66,000)	(2)	(851,636)	(23)	
	2,837,529,918		83,701		2,836,612,282		83,676	66,000	
自動車税 (種別割)	(25,300)	(2)	(25,300)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	25,300		2		25,300		2	0	
狩 獵 税	(2,049,100)	(334)	(2,049,100)	(334)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	2,049,100		334		2,049,100		334	0	
軽油引取税	(3,503,259,972)	(992)	(3,502,989,972)	(992)	(0)	(0)	(0)	(0)	徴収猶予 31,374,474円(4件)
	4,960,068,943		1,200		4,928,694,469		1,196	0	
個人県民税	(7,061,900,048)		(7,013,255,891)		(618,301)		(48,025,856)		
	7,061,900,048				7,013,255,891				
合 計	(18,972,505,938)	(102,657)	(18,919,416,412)	(102,598)	(936,601)	(16)	(52,152,925)	(43)	
	20,430,293,309		102,869		20,345,387,609		102,805		

(2) - 1 税外収入未済額（県税関係）（令和2年5月31日現在）

① 過年度分

税目	区分 年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	H25	0	0	0	0	5	2,264,369	5	2,264,369	
	H29	0	0	0	0	2	286,855	2	286,855	
地方法人特別税	H25	0	0	0	0	3	698,231	3	698,231	
	H29	0	0	0	0	2	183,145	2	183,145	
合計		0	0	0	0	12	3,432,600	12	3,432,600	

② 現年度分

税目	区分 年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	H31	0	0	3	9,728	7	1,132,648	10	1,142,376	
地方法人特別税	H31	0	0	3	4,172	7	612,352	10	616,524	
合計		0	0	6	13,900	14	1,745,000	20	1,758,900	

(2) - 2 税外収入未済額（県税関係以外）（令和2年5月31日現在）

① 過年度分

該当なし

② 現年度分

該当なし

16 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>未収金回収促進（滞納額圧縮）のためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに財産調査及び財産調査結果の分析に着手し、滞納処分または納税緩和措置を原則とする。 ・必要以上の文書催告・電話催告や臨宅による納税勧奨は行わない。 ・財産調査を基本とした滞納者の生活状況等実態把握に努め、調査結果の分析により分割納付を含めた早期完納のために必要な措置を講じる。 <p>以下の取組を行っている。</p> <p>1. 早期かつ徹底的な各種調査（データ収集）を実施している</p> <p>① 財産調査</p> <p>ア 財産の種類：債権（銀行預金、郵便貯金、給料等）、不動産、動産、自動車等</p> <p>イ 調査先：官公庁（県、市町村、税務署、法務局、年金機構等）、臨場（滞納者等）、関係先（取引先、金融機関、担保権者、郵便局等）、探聞（近隣、家族、同業者等）</p> <p>② 納税勧奨</p> <p>ア 文書催告：差押予告、債権調査予告、出頭通知、タイヤロック予告、家宅搜索予告等</p> <p>イ 臨戸・電話：能動的なもの（財産未判明者で文書催告に応じない者他） 受動的なもの（滞納者の要請他）</p> <p>2. 上記1により把握したデータを、定期的（月1回）に実施する所内の徴収方針会議で、各事案毎に分析した上で処理方針を決めている。</p> <p>3. 滞納整理事務を均一化させるため、滞納整理について類型による基本的な処理方針を周知している。</p> <p>① 納付能力が乏しく一括納付が困難な滞納者 → 的確な納税指導を行い、分納誓約書を提出させ履行監視を行う。不履行の場合、その理由を把握し、正当な理由がない場合は滞納処分を執行する。また、地方税法に基づく徴収猶予、換価猶予の措置も講じている。</p> <p>② 納付能力がありながら納税意思の低い大口、常習、悪質滞納者及び納税意思の希薄な少額滞納者 → 徹底的な財産調査を実施し、財産を発見次第、早期に厳正な滞納処分を執行する。</p>	<p>1. 滞納者ごとの実態に即した滞納整理が推進できた。</p> <p>① 財産調査を早期に進めることにより、納税意識の低い滞納者等に対して迅速に滞納処分をすることができ、滞納件数の圧縮につながった。</p> <p>② ア、イの手段を効率的に組み合わせることで、滞納者の状況に応じた処理方針が立てやすく、効果的な滞納整理を推進できた。</p> <p>2. 目標設定や滞納整理の方針が明確化されたことにより早期に適切な処理が図られた。</p> <p>3. 類型化により、滞納整理に関する意識の共有化が図られた。</p> <p>① 滞納者の状況把握、資力に合わせた納税進行管理ができた。勤務先等がある場合、分納誓約書に給与等の差押承諾書の添付を必須とすることで、納税に対する意識を変えることができた。不履行の場合、給与の差押等厳正な対応を行うことで、滞納の圧縮効果を高めた。</p> <p>② 約束不履行者・悪質滞納者を早期に見極め、効果的に滞納処分を進めた。</p>

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>③ 納付能力のない滞納者 → 表見財産が皆無であり、家宅搜索など徹底した調査を実施してもなお、差押えすべき財産が無いと認められる者に対しては、滞納処分の停止等の徴収緩和措置を講じている。</p> <p>4. その他</p> <p>① 資金の流動時期である6月と12月に重点的に滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>② 滞納整理業務をより推進するため、担当者ごとにそれぞれ解決すべき課題、達成すべき数値目標を設定している。</p> <p>③ 個人住民税徴収向上対策 ア 個人住民税未済額の圧縮を促進するため、地方税法第48条の規定により市町村から徴収を引き継ぎ、県が主体的に滞納整理に取り組んだ。</p> <p>イ 地方税法第46条による徴収方針会議を定期的開催し、滞納事案の徴収方針決定及び進捗管理を実施。</p> <p>④ 徴収スタッフネット研究会を通じ、徴収担当者間の連携と融和を図ることにより、徴収技術等の向上と情報交流の円滑化を図る。</p>	<p>③ 破産、生活保護等の生活困窮状況に陥った者に対して、地方税法上の徴収緩和措置を適用し、実態に即した処置を講じることができた。</p> <p>4.</p> <p>① ボーナス時期であるため、積極的に差押え等の滞納処分を執行した。</p> <p>② 納期内納税者との公平性の確保及び職員のモチベーションの維持とマネジメント能力の向上が図られた。</p> <p>③ ア 徴収専任職員が少なく財産調査が不十分な市町村に代わり、的確な財産調査を行い、滞納処分を効率的に実施したことにより滞納額を圧縮し、徴収率の向上につながった。</p> <p>イ 県と同様の徴収方針を基本として滞納整理及び進捗管理を行うことで、市町村職員の取組意識の改革を図った。</p> <p>④ 様々な専門分野から外部講師を招き、研修会を開催することで、職員のモチベーションの維持やスキルアップに寄与した。</p>

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目(目・節)〕	債権管理事務取扱要領の作成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金及び加算金	有 「税外未収金(加算金・延滞金)の確保対策について」 (H29.3.22付税務課長通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本税完納時に納付するよう指導 ・ 過年度税外未収金について本税納付交渉時に言及 ・ 本税の分納誓約書を提出させる際に延滞金、加算金についても記入 ・ 延滞金確定後、直ちに納付書送付 ・ 催告状送付 ・ 年に二度、文書による一斉催告 ・ 財産調査、差押えを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再三の催告指導による納税意識の向上 ・ 組織的な滞納整理の執行により情報の共有化が促進され、円滑な滞納整理が実現 ・ 集中的な納付書送付により、滞納の圧縮効果が確認された。 ・ 延滞金のみ滞納についても財産調査を行い、差押えを実施することで滞納を圧縮した。

17 不納欠損処分調べ

(令和2年5月31日現在)

調定年度	科目 〔税目又は目、節〕	滞納者	納付期限	債権消滅の起算日	不納欠損処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
30	法人県民税	1	H30.10.1	R1.6.1	R2.3.6	9,664	即時消滅 (滞納処分停止R2.3.6) 表見財産なし
31	法人県民税	2	R1.7.31	R1.9.10	R2.5.26	21,000	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.26) 表見財産なし
31	法人県民税	3	R1.5.27	R2.5.1	R2.5.26	3,500	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.26) 表見財産なし
31	法人県民税	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	25,600	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	法人県民税	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	25,600	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	法人県民税	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	25,600	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	法人県民税	5	H30.9.18	R2.5.1	R2.5.29	14,000	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.29) 表見財産なし
31	法人県民税	6	R1.8.13	R2.4.15	R2.5.29	17,500	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.29) 表見財産なし
法人県民税 計		8件				142,464	
31	法人事業税	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	16,700	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	法人事業税	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	33,000	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	法人事業税	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	32,900	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	法人事業税	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	6,600	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
法人事業税 計		4件				89,200	
31	地方法人特別税	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	13,500	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	地方法人特別税	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	14,200	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	地方法人特別税	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	14,200	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし

調定 年度	科 目 〔税目又は 目、節〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
31	地方法人特別税	4	R1. 11. 5	R1. 12. 3	R2. 5. 28	2, 800	即時消滅 (滞納処分停止R2. 5. 28) 表見財産なし
地方法人特別税 計		4件				44, 700	
18	個人事業税	7	H18. 6. 30	H28. 12. 7	R2. 3. 11	92, 425	停止後3年経過 (滞納処分停止H28. 12. 6) 表見財産なし
18	個人事業税	7	H18. 8. 31	H28. 12. 7	R2. 3. 11	154, 900	停止後3年後経過 (滞納処分停止H28. 12. 6) 表見財産なし
18	個人事業税	7	H18. 8. 31	H28. 12. 7	R2. 3. 11	153, 000	停止後3年後経過 (滞納処分停止H28. 12. 6) 表見財産なし
26	個人事業税	8	H26. 7. 31	H26. 9. 2	R1. 9. 26	1, 431, 400	停止期間中時効完成 (滞納処分停止H28. 11. 21) 表見財産なし
26	個人事業税	8	H26. 7. 31	H26. 9. 2	R1. 9. 26	736, 700	停止期間中時効完成 (滞納処分停止H28. 11. 21) 表見財産なし
26	個人事業税	8	H26. 7. 31	H26. 9. 2	R1. 9. 26	67, 000	停止期間中時効完成 (滞納処分停止H28. 11. 21) 表見財産なし
26	個人事業税	8	H26. 7. 31	H26. 9. 2	R1. 9. 26	178, 300	停止期間中時効完成 (滞納処分停止H28. 11. 21) 表見財産なし
26	個人事業税	9	H26. 10. 31	H27. 8. 26	R2. 2. 3	67, 100	停止期間中時効完成 (滞納処分停止H29. 1. 16) 表見財産なし
26	個人事業税	9	H26. 10. 31	H27. 8. 26	R2. 2. 3	420, 300	停止期間中時効完成 (滞納処分停止H29. 1. 16) 表見財産なし
26	個人事業税	9	H26. 10. 31	H27. 8. 26	R2. 2. 3	390, 100	停止期間中時効完成 (滞納処分停止H29. 1. 16) 表見財産なし
26	個人事業税	9	H26. 10. 31	H27. 8. 26	R2. 2. 3	332, 900	停止期間中時効完成 (滞納処分停止H29. 1. 16) 表見財産なし
26	個人事業税	9	H26. 10. 31	H27. 8. 26	R2. 2. 3	205, 600	停止期間中時効完成 (滞納処分停止H29. 1. 16) 表見財産なし
26	個人事業税	9	H26. 12. 1	H27. 8. 26	R2. 2. 3	204, 000	停止期間中時効完成 (滞納処分停止H29. 1. 16) 表見財産なし
27	個人事業税	10	H27. 8. 31	H27. 9. 29	R2. 3. 31	20, 600	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 29) 表見財産なし
27	個人事業税	10	H27. 11. 30	H27. 12. 29	R2. 3. 31	19, 000	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 29) 表見財産なし
28	個人事業税	11	H28. 6. 30	H28. 7. 31	R2. 3. 27	52, 900	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 1. 13) 表見財産なし

調定年度	科目 〔税目又は目、節〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
28	個人事業税	11	H28. 6. 30	H28. 7. 31	R2. 3. 27	527,000	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 1. 13) 表見財産なし
28	個人事業税	11	H28. 6. 30	H28. 7. 31	R2. 3. 27	355,500	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 1. 13) 表見財産なし
28	個人事業税	11	H28. 6. 30	H28. 7. 31	R2. 3. 27	288,000	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 1. 13) 表見財産なし
個人事業税 計		19件				5,696,725	
26	不動産取得税	12	H26. 7. 31	H26. 9. 2	R1. 9. 26	663,600	停止期間中時効完成 (滞納処分停止H28. 12. 6) 表見財産なし
29	不動産取得税	13	H29. 5. 1	R2. 3. 31	R2. 3. 31	1,499,959	即時消滅 (滞納処分停止R2. 3. 31) 表見財産なし
31	不動産取得税	14	R1. 9. 2	R1. 10. 1	R2. 5. 27	10,100	即時消滅 (滞納処分停止R2. 5. 27) 表見財産なし
31	不動産取得税	15	R1. 9. 2	R1. 10. 1	R2. 5. 27	10,100	即時消滅 (滞納処分停止R2. 5. 27) 表見財産なし
31	不動産取得税	15	R1. 9. 30	R1. 10. 29	R2. 5. 27	10,100	即時消滅 (滞納処分停止R2. 5. 27) 表見財産なし
不動産取得税 計		5件				2,193,859	
31	ゴルフ場利用税	16	H29. 9. 5	R1. 9. 27	R2. 2. 12	54,807	即時消滅 (滞納処分停止R2. 2. 12) 表見財産なし
ゴルフ場利用税 計		1件				54,807	
26	自動車税	17	H26. 6. 2	H26. 7. 1	R1. 7. 1	58,000	停止後3年経過 (滞納処分停止H28. 5. 30) 表見財産なし
27	自動車税	17	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R1. 7. 1	58,000	停止後3年経過 (滞納処分停止H28. 5. 30) 表見財産なし
26	自動車税	18	H26. 6. 2	H26. 7. 1	R2. 3. 17	39,500	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 7) 表見財産なし
27	自動車税	18	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 17	39,500	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 7) 表見財産なし
26	自動車税	19	H26. 6. 2	H26. 7. 1	R2. 1. 14	39,500	停止中消滅時効 (滞納処分停止H29. 3. 7) 表見財産なし
27	自動車税	20	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 30	20,100	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 27) 表見財産なし
27	自動車税	21	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R1. 7. 1	31,600	停止後3年経過 (滞納処分停止H28. 5. 27) 表見財産なし

調定 年度	科 目 〔税目又は 目、節〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不 納 欠 損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
27	自動車税	22	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 31	39, 600	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 29) 表見財産なし
27	自動車税	23	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 30	25, 800	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 29) 表見財産なし
27	自動車税	24	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R1. 7. 1	26, 400	停止後3年経過 (滞納処分停止H28. 5. 27) 表見財産なし
27	自動車税	25	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 24	34, 500	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 21) 表見財産なし
28	自動車税	25	H28. 5. 31	H28. 7. 1	R2. 3. 24	34, 500	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 21) 表見財産なし
27	自動車税	26	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 27	45, 400	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 24) 表見財産なし
28	自動車税	26	H28. 5. 31	H28. 7. 1	R2. 3. 27	26, 400	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 24) 表見財産なし
27	自動車税	27	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 31	45, 400	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 29) 表見財産なし
27	自動車税	27	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 31	39, 500	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 24) 表見財産なし
28	自動車税	27	H28. 5. 31	H28. 7. 1	R2. 3. 31	41, 600	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 27) 表見財産なし
28	自動車税	27	H28. 5. 31	H28. 7. 1	R2. 3. 31	39, 500	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 27) 表見財産なし
27	自動車税	28	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 30	71, 400	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 23) 表見財産なし
27	自動車税	29	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 17	29, 500	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 9) 表見財産なし
28	自動車税	29	H28. 5. 31	H28. 7. 1	R2. 3. 17	29, 500	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 9) 表見財産なし
27	自動車税	30	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 23	58, 600	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 21) 表見財産なし
28	自動車税	30	H28. 5. 31	H28. 7. 1	R2. 3. 23	39, 000	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 21) 表見財産なし
27	自動車税	31	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 25	39, 600	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 24) 表見財産なし
28	自動車税	31	H28. 5. 31	H28. 7. 1	R2. 3. 25	39, 600	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 24) 表見財産なし

調定 年度	科 目 〔 税目又は 目、節 〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不 納 欠 損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
27	自動車税	32	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 25	51, 700	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 23) 表見財産なし
28	自動車税	32	H28. 5. 31	H28. 7. 1	R2. 3. 25	51, 700	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 23) 表見財産なし
27	自動車税	33	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 27	45, 400	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 24) 表見財産なし
28	自動車税	33	H28. 5. 31	H28. 7. 1	R2. 3. 27	45, 400	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 24) 表見財産なし
27	自動車税	34	H27. 6. 1	H27. 7. 1	R2. 3. 27	38, 500	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 24) 表見財産なし
28	自動車税	34	H28. 5. 31	H28. 7. 1	R2. 3. 27	29, 600	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 24) 表見財産なし
28	自動車税	35	H28. 5. 31	H28. 7. 1	R2. 3. 17	50, 000	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 3. 16) 表見財産なし
28	自動車税	36	H28. 5. 31	H28. 7. 1	R2. 3. 17	19, 800	停止後3年経過 (滞納処分停止H29. 2. 8) 表見財産なし
29	自動車税	37	H29. 5. 31	H29. 7. 1	R2. 2. 20	58, 600	即時消滅 (滞納処分停止H31. 3. 28) 表見財産なし
30	自動車税	38	H30. 5. 31	H30. 7. 1	R2. 3. 6	34, 500	即時消滅 (滞納処分停止R2. 3. 6) 表見財産なし
30	自動車税	39	H30. 5. 31	H30. 7. 1	R2. 3. 30	1	即時消滅 (滞納処分停止R2. 3. 30) 表見財産なし
30	自動車税	40	H30. 5. 31	H30. 7. 1	R2. 3. 6	51, 700	即時消滅 (滞納処分停止R2. 3. 6) 表見財産なし
31	自動車税	41	H30. 5. 31	H30. 7. 1	R2. 1. 8	26, 400	即時消滅 (滞納処分停止R2. 1. 8) 表見財産なし
31	自動車税	42	H30. 5. 31	H30. 7. 1	R2. 3. 2	39, 600	即時消滅 (滞納処分停止R2. 3. 2) 表見財産なし
自動車税 計		39件				1, 534, 901	
本 税 合 計		80件				9, 756, 656	

調定 年度	科 目 〔 税目又は 目、節 〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
31	加算金 (法人事業税)	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	913	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	加算金 (法人事業税)	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	4,890	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	加算金 (法人事業税)	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	4,894	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	加算金 (法人事業税)	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	2,488	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
法人事業税 (加算金)計		4件				13,185	
31	加算金 (地方法人特別税)	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	387	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	加算金 (地方法人特別税)	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	2,110	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	加算金 (地方法人特別税)	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	2,106	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
31	加算金 (地方法人特別税)	4	R1.11.5	R1.12.3	R2.5.28	2,012	即時消滅 (滞納処分停止R2.5.28) 表見財産なし
地方法人特別税 (加算金)計		4件				6,615	
加算金合計		8件				19,800	

17-2 延滞金の処理

区分 税目	未納延滞金 件数	金額	延滞金未納発生状況		減免・減額		欠損 処理 件数	欠損処理 金額	延滞金収納状況		未納 延滞金 件数	金額	備考
	(A)		(B)		(C)		(D)		(A+B-C-D-E)		(E)		
	前年度調書(E)欄 (R1.5.31)		R1.6.1~R2.5.31						R1.6.1~R2.5.31		今年度調書作成基準日 (R2.5.31)		
法人県民税	56件	887,143円	107件	333,301円	4件	13,945円	1件	5,000円	60件	145,600円	98件	1,055,899円	
法人事業税	28件	2,597,353円	316件	2,334,152円	-	-	-	-	214件	1,259,451円	130件	3,672,054円	
個人事業税	29件	3,767,190円	58件	884,310円	1件	225,400円	-	-	38件	100,400円	48件	4,325,700円	
不動産取得税	4件	784,316円	28件	169,900円	3件	683,300円	-	-	24件	87,700円	5件	183,216円	
ゴルフ場利用税	88件	4,654,464円	6件	13,700円	-	-	-	-	6件	14,900円	88件	4,653,264円	
自動車税	164件	1,378,557円	1,064件	1,950,560円	47件	392,270円	-	-	891件	1,515,800円	290件	1,421,047円	
軽油引取税	-	-	7件	109,700円	-	-	-	-	-	-	7件	109,700円	
地方法人特別税	24件	109,183円	308件	1,380,048円	-	-	-	-	201件	598,849円	131件	890,382円	
合計	393件	14,178,206円	1,894件	7,175,671円	55件	1,314,915円	1件	5,000円	1,434件	3,722,700円	797件	16,311,262円	

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし